

令和 6 年 9 月 2 日

議 案
(追加提出)

9 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第29号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和6年9月2日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 本会議場・大会議室会議システム機器一式
- 2 取得の目的 議会棟3階本会議場及び議会棟2階大会議室に設置
- 3 取得の方法 随意契約
- 4 取得金額 23,199,000円
- 5 取得の相手方 東京都港区新橋5丁目13番1号
株式会社大和速記情報センター
代表取締役 津田 健司

提案理由

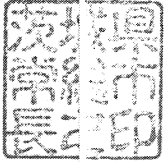
本案は、議会棟3階本会議場及び議会棟2階大会議室に設置する会議システム機器等の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、相手方と仮契約を締結したので、これを提出する。

◎議案第 29 号 財産の取得について

本会議場・大会議室会議システムについては、導入以来10年目を迎え、経年劣化等によりシステム関係機器に不具合が生じているため、更新が必要となっている状況です。そのため、本会議場・大会議室会議システムの更新・拡充を行い、安定かつ円滑な議会運営と市民への情報発信の充実を図るために、常総市議場・大会議室会議システム更新業務委託についての事業者選定を公募型プロポーザル方式により、令和6年5月27日から7月29日の期間において実施いたしました。

結果につきましては、1者の参加があり、株式会社大和速記情報センターが契約優先交渉権者となりましたので、令和6年8月26日に同社と仮契約を締結いたしました。

本案は、本会議場・大会議室会議システム更新・拡充業務委託の仮契約金額31,075,000円のうち、23,199,000円がカメラ、マイク、会議システム機器等の備品に該当する内容が含まれており、これは動産の買入れに該当することから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条及び地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決をお願いするものです。



業務委託仮契約書

- 1 業務名 本会議場・大会議室会議システム更新・拡充業務委託
- 2 履行場所 常総市水海道諏訪町
- 3 履行期間 議会の議決を得た日の翌日 から
令和 7年 2月25日 まで (日間)
- 4 業務委託料 ￥31,075,000-
うち取引に係る消費税 ￥2,825,000-
及び地方消費税の額
- 5 契約保証金 なし
- 6 支払条件 前金払： なし
部分払： なし
残 額： 竣工払

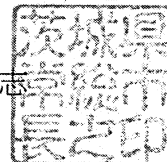
上記の業務について、委託者と受託者は、おのおの対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

なお、この契約は、市議会の議決を得るまでは仮契約とし、市議会の議決を得られたとき、本契約としての効力が生ずるものとする。

令和6年 8月26日

委託者 茨城県常総市水海道諏訪町3222番地3
常総市
常総市長 神達 岳 志



受託者 東京都港区新橋5丁目13番1号
株式会社大和速記情報センター
代表取締役 津田 健 司